

グループホームみなみ運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ラッセル社が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームみなみ」(以下「グループホーム」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、グループホームの介護職員その他の従業員(以下「介護職員等」という。)が、要介護状態、又は、要支援2状態であって認知症であるもの(その者の認知症が急性の状態にあるものを除く。以下この規程にて同じ。)に対し、共同生活住居(介護保険法に規程する共同生活を営むべき住居をいう。以下この規程にて同じ。)において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身状況を踏まえ、妥当に行わなければならない。
- 二 事業は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする
- 三 グループホームの計画作成担当者、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護職員等と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した、認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、内容等について説明するものとする。
- 四 事業は前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- 五 介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 六 事業者は自ら提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 グループホームみなみ
- 二 所在地 愛媛県松山市津吉町 1142 番地 1
- 三 電話番号 089-963-0957

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 グループホームに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤）

管理者は、グループホームの従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

二 計画作成担当者 1名（常勤）（介護支援専門員）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況を踏まえ、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

三 介護職員 9名（常勤4名（うち1名管理者と兼務、1名計画作成担当者と兼務）・非常勤4名）

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、介護サービスの提供に当たる。

(利用定員)

第5条 グループホームの入居定員は、以下のとおりとし、これを超える利用者を受け入れてはならない。

一 共同生活住居（ユニット）1ユニット 9名

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

一 共同生活住居及び食事の提供

二 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成及び実施

三 食事、入浴及び排泄等日常生活の世話

四 利用者の趣味、嗜好に応じた活動の支援

五 利用者の病状の急変及び夜間における緊急時の対応

六 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行

七 利用者が退居の際に必要なとする指導と援助

八 家族との連携及び利用者と家族、地域住民との交流の場の確保

九 その他指定認知症対応型共同生活介護事業として適当と思われるサービスの提供

(利用料、その他の費用)

第7条 事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを、利用者から撤収するものとする。

一 家賃 24,000 円／月（途中入居・退居は日割り計算とする）

二 食材料費 1,300 円／日（朝 400 円 昼 450 円 夕 450 円）

三 水道光熱費 11,000 円／月（途中入居・退居は日割り計算とする）

（個人使用電気機器(TV、ホットカーペット等) 1,000 円/月

（冬場 11 月～3 月は冬季光熱費 1,000 円）

四 理美容代 実費

五 おむつ 実費

六 その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものは実費

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第8条 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護の費用の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

（入退居）

第9条 事業は、要介護者、又は要支援者2であって、認知症である者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供する者とする。

二 グループホームは、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることの確認をしなければならない。

三 入居に際しては、利用者又はその家族とグループホームとの間で入居契約を結ぶものとし、契約の際には原則として利用者本人、身元引受人、グループホーム管理者の三者が同席し、契約書に署名・捺印の上、各々が保管するものとする。

四 グループホームは、利用者が入院治療を要する等の理由により、当該グループホーム内で必要なサービスを提供できないと判断した場合は、速やかに他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な処置を講じなければならない。

五 グループホームは利用者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。

六 グループホームは、利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な適切な指導及び援助を行う。

七 グループホームは、利用者の入居に際しては入居の年月日及び入居する共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の介護保険者証に記載しなければならない。

八 その他入居及び退居に当たっての重要事項は、有限会社ラッセル社と、グループホーム管理者が協議して定めたものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第10条 利用者の留意事項は、次のとおりとする。

一 宗教や信仰の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。

二 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑をおよぼさないこと。

三 共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないこと。

四 指定した場所以外では火気を用いないこと。

五 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またこれを持ち出さないこと。

六 外出及び外泊を希望する場合は、必ず管理者、又は、職員に報告すること。

七 共同生活住居の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力すること。

八 健康に留意し、特別な理由が無い限り健康診査を受診すること。

(非常災害対策)

第11条

グループホームの事業者である有限会社ラッセル社は、当規程と別途に非常災害に関する具体的計画を定め、事業所内の見やすい所に提示する。

- 2 火災、地震等の災害から利用者を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図るため、定期的に訓練を実施する。

(緊急時等における対応)

第12条

利用者に対するサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者家族及び主治医に連絡をする等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

- 2 事故が発生した場合、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずる。
また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

(身体拘束について)

第13条

事業者は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は心身を保護するため緊急をやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や、適正な手続きにより、身体等の拘束を行う。

- 2 前提に係る身体拘束等に関わる事項については、別途「身体拘束等の適正化のための指針」の定めによる。

(虐待について)

第14条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村へ通報するものとする。

(苦情対応について)

第15条

事業者は、利用者及び、その家族からの苦情に対応するための窓口を設置し、必要な措置を講ずる。

(その他運営についての重要事項)

第16条

グループホームは、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また事業体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社ラッセル社とグループホーム管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(受け入れについて)

第17条

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の受け入れもこの運営規程に準ずる。ただし介護度は要支援2からとなる。

(記録の保存について)

第18条

事業者は、利用者に対する介護サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

付則

この規程は、平成15年11月11日より施行する。

この規程は、平成21年11月11日より施行する。

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規定は、令和3年5月1日より施行する。

この規定は、令和5年4月1日より施行する。

この規定は、令和5年5月1日より施行する。

この規定は、令和6年8月1日より施行する。

この規定は、令和6年10月1日より施行する。